

## 明渡し検査について

### 1 明渡し検査の内容

明渡し検査は、事業者が市に提出する次の図書を基に、事業期間終了時の本施設の性能が、業務要求水準書に定められた水準を満たしているかどうかを検査するものである。

- (1) 事業期間中に生じた本施設に係る官公庁への申請、届出等に関する書類
- (2) 事業期間中の修繕等の内容を網羅した履歴のわかる図書及び事業期間終了時の本施設の状態を記載した図書並びに仕様書等で本施設の完成時の完成図書に準拠した図書
- (3) 本施設に対する公共建築工事共通仕様書に定められる保守に関する説明書
- (4) 本施設の維持管理のために事業者が作成した報告書等の電子データのうち、市が指定するもの

### 2 明渡し検査の方法

明渡し検査の方法を例示すると、概ね次のとおりである。

- (1) 内外の外観上の検査（主として目視による検査）
  - ア 使用材料の形状・形態等
  - イ 浸水、漏水、防水、止水等
  - ウ 汚染、発錆、破損、亀裂等
  - エ その他
- (2) 内外の機能上の検査（作動状態の検査を含む）
  - ア 異常な振動、音、熱伝導等の検査
  - イ 窓・扉の開閉、シャッターの上下、照明器具等の検査
  - ウ 各種設備機器の運転等、可動部分、作動部分の検査
- (3) 内外の性能上の検査（簡易な計測検査を含む）
  - ア 室内環境、水質環境等
  - イ その他

### 3 明渡し検査の視点

明渡し検査は、事業期間終了の日後継続して、本施設において業務要求水準書に記載する業務を継続して実施することが可能な状態であるかどうかの視点で、特に、次の事項を重点的に行う。

- (1) 建物の主要構造部等に、汚損・破損がなく良好な状態（通常の継続使用に支障がない程度の軽度の汚損（通常の経年劣化によるものを含む。）を含む。）であること。
- (2) 内外の仕上げ、設備機器等に、汚損・破損がなく良好な状態（通常の継続使用に支障がない程度の軽度の汚損（通常の経年劣化によるものを含む。）を含む。）であること。
- (3) 主要な設備機器等が、設計図書に記載されている容量、強度等計測可能な基本的性能を満たし、かつ、1の(1)から(4)までに掲げる図書と整合性が保たれていること。

### 4 是正措置

明渡し検査の結果、本施設が業務要求水準書に定められた水準を満たしていない場合は、市は、事業者に対して必要な是正措置を求める。

### 5 補足

明渡し検査の詳細は、市と事業者が協議して定めるものとする。